

浜松市発達医療総合福祉センター条例別表第1において市長が定める文書料の額を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市発達医療総合福祉センター条例(平成4年浜松市条例第54号、以下「条例」という。)別表第1において市長が定めることとされている浜松市発達医療総合福祉センターにおける利用料金に関し必要な事項を定める。

(利用料金の額)

第2条 条例第13条の規定に基づき条例別表第1において市長が定めることとされている利用料金の額の範囲は別表のとおりとする。

別表

	種別	単位	金額
条例別表第1に規定する文書料のうち診断書その他これに類する書類	健康診断書	1通	2,200円
	死亡診断書		
	普通診断書		
	特定疾患 臨床調査個人票		
	その他これに類する診断書		
	特別児童扶養手当認定診断書(知的・肢体)	1通	3,300円
	障害児(者)福祉手当認定診断書(精神・肢体)		
	小児慢性特定疾患治療研究対象に係わる診断書		
	自立支援医療(精神通院)用診断書		
	身体障害者手帳用診断書		
診断書(療育手帳申請用)			
精神障害者保健福祉手帳用診断書			
その他これに類する診断書			
-	1通	4,400円	
家庭裁判所提出用診断書(成年後見用)・回答書	1通	5,500円	
年金診断書			
自賠償保険用診断書			
保険会社等書式による診断書又は証明書			
その他これに類する診断書			
-	1通	6,600円	
産科医療補償認定用診断書	1通	11,000円	
その他これに類する診断書			

条例別表第 1 に規定す る文書料の うち上記以 外の文書に 該当する文 書	-	1 通	360 円
	普通証明書	1 通	550 円
	登校・登園許可証		
	学校健診後受診結果証明書		
	おむつ使用証明書		
	その他これに類する証明書		
	受診状況証明書	1 通	1,100 円
	学校生活管理指導表		
	その他これに類する証明書		
	-	1 通	2,200 円
	自倍責任保険明細書	1 通	3,300 円
	その他これに類する証明書		
	-	1 通	4,400 円

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。